

財産に関する調書

令和5年12月31日現在

| | | 価 額 | 摘 要 |
|-----------|-------|-----|-----|
| 資 産 | 現金・預金 | | |
| | 有価証券 | | |
| | 未収入金 | | |
| | 貸付金 | | |
| | 土地 | | |
| | 建物 | | |
| | 備品 | | |
| | 権利 | | |
| | 貸倒引当金 | △ | |
| | その他 | | |
| | 計 (A) | | |
| 負 債 | 借入金 | | |
| | 未払金 | | |
| | 前受金 | | |
| | その他 | | |
| | 計 (B) | | |
| (A) - (B) | | | |

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。